

荒川区東尾久におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定（案）

（１）都立尾久の原公園

地番

荒川区東尾久 7 丁目 1330 番 4 の一部及び同 1330 番 11 の一部

（２）東尾久運動場及びその周辺

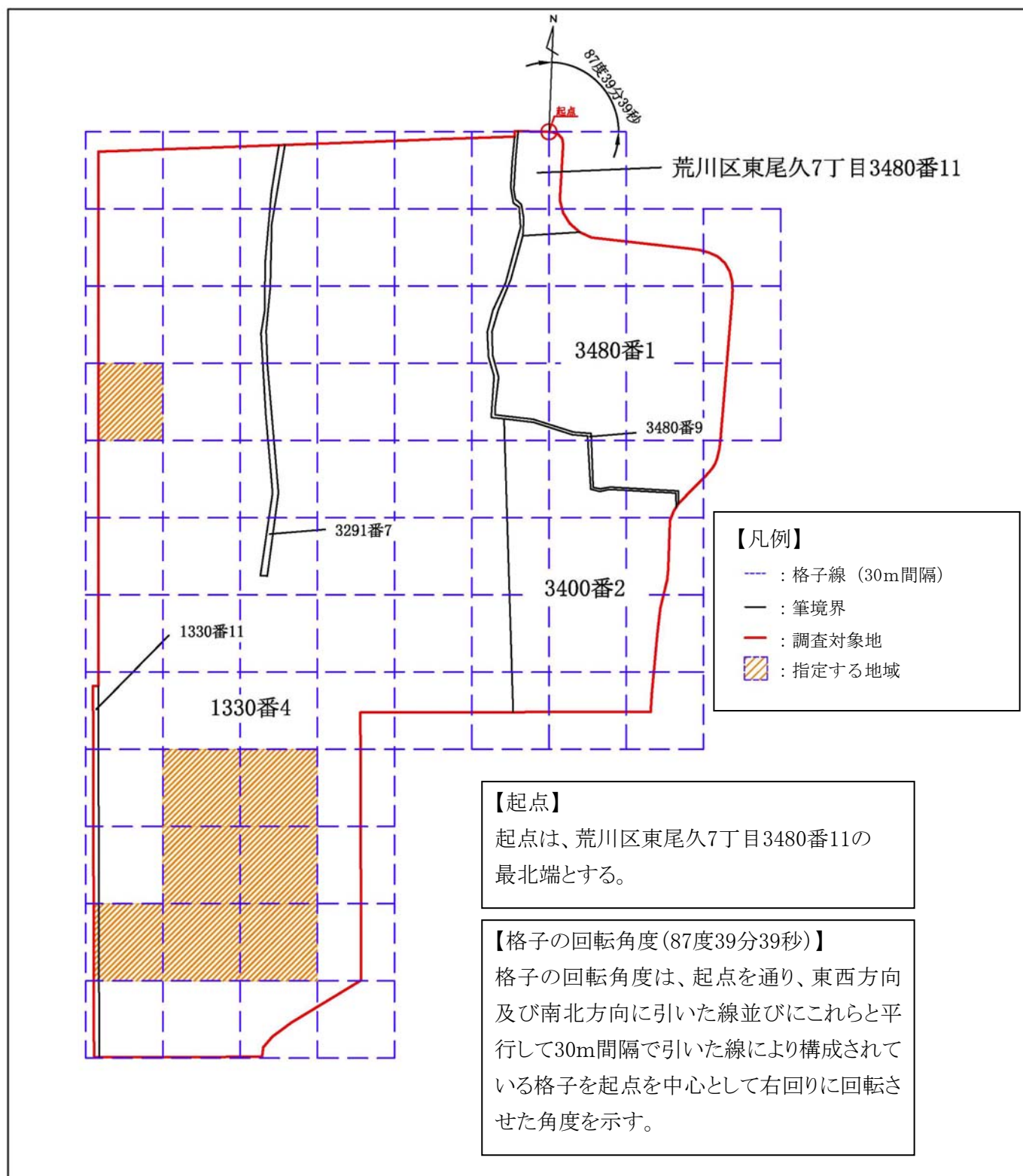
地番

荒川区東尾久 7 丁目 1330 番 5 の一部、同 2833 番 13 の一部及び

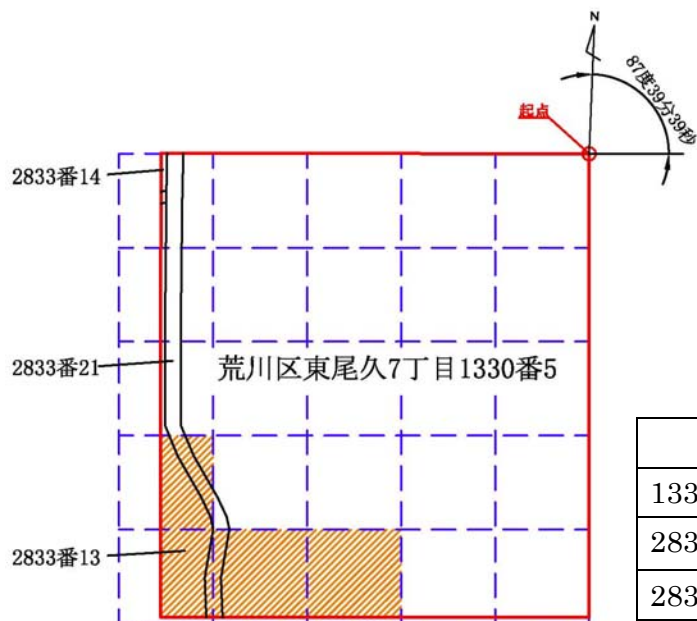
同 2833 番 21 の一部

詳細、別図のとおり

都立尾久の原公園



東尾久運動場及びその周辺



【凡例】

- : 格子線 (30m間隔)
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨ : 指定する地域

【起点】

起点は、荒川区東尾久7丁目1330番5の最北端とする。

【格子の回転角度(87度39分39秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して30m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。